

市民体育館使用料（税込）

令和2年4月1日以降の料金表

使用区分		使用単位		2時間以内		午前9時から 午後9時まで	
				午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで		
専用使用	主体育室	アマチュア・スポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合		3,930円	6,070円	22,580円
			入場料等を徴収する場合		11,800円	18,220円	67,750円
		アマチュア・スポーツ以外に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない場合	11,800円	18,220円	67,750円
				営利を目的とする場合	59,030円	91,110円	338,800円
			入場料等を徴収する場合	営利を目的としない場合	39,350円	60,740円	225,860円
				営利を目的とする場合	78,710円	121,480円	451,730円
	小体育室・第1武道室・第2武道室		700円	1,420円	4,220円		
	第3武道室		350円	710円	2,110円		
トレーニング・ルーム		800円	1,530円	4,860円			
個人使用	一般		2時間以内		250円		
	高校生・大学生		2時間以内		160円		
	小学生・中学生		2時間以内		110円		
設備使用	放送設備		1回につき		1,490円		
	ステージ		1回につき		2,130円		

備考

- アマチュア・スポーツで入場料等を徴収しない場合及びアマチュア・スポーツ以外で入場料等を徴収せず営利を目的としない場合においては、小学生・中学生の主体育室専用使用料の額は当該区分の額に2分の1を乗じて得た額、高校生・大学生の主体育室専用使用料の額は当該区分の額に3分の2を乗じて得た額とする。
- 本市に住所を有し、又は本市に勤務先を有する者以外の者が使用する場合の使用料の額は、当該区分の額の5割増しの額とする。
- 主体育室の面積の3分の1,2分の1又は3分の2を使用する場合の主体育室専用使用料の額は、それぞれの場合に応じて当該区分の額に3分の1,2分の1又は3分の2を乗じて得た額とする。
- 使用時間を超えた場合の使用料の額は、1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき当該区分の額の1時間相当額とする。
- 使用料の額の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 小体育館、第1武道室、第2武道室、第3武道室及びトレーニング・ルームについては、アマチュア、スポーツに使用する場合で入場料等を徴収しない場合及び会議を目的として使用する場合以外は、原則として専用使用を認めない。